

○ 交通安全教育指針

(平成十年九月二十二日)

(国家公安委員会告示第十五号)

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第一項の規定に基づき、交通安全教育に関する指針を次のように定めたので告示する。

交通安全教育指針

目次

第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え

第2章 交通安全教育の内容及び方法

第1節 幼児に対する交通安全教育

第2節 児童に対する交通安全教育

第3節 中学生に対する交通安全教育

第4節 高校生に対する交通安全教育

第5節 成人に対する交通安全教育

第6節 高齢者に対する交通安全教育

第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え

交通安全教育を行う者は、これを効果的かつ適切に行うため、以下の事項に留意する必要がある。

1 交通安全教育の意義についての理解

交通安全教育の指導を行う者（以下「指導者」という。）は、交通安全教育が道路交通の安全を確保するための重要な手段であること及び交通安全に関する施策全体における交通安全教育の役割を理解するとともに、担当部分の交通安全教育の体系における位置付け、達成目標等を十分に把握した上で、交通安全教育を実施することが必要である。

2 受講者の特性等に応じた教育の内容及び方法の選択

交通安全教育のカリキュラムを策定したり、指導事項を選定したりするに当たっては、年齢、主な通行の態様、業務の態様等の交通安全教育を受ける者（以下「受講者」という。）の特性に応じたものにするるとともに、地域の道路及び交通の状況、実施時期、天候等に配慮することが必要である。

なお、交通安全教育のカリキュラムを策定して交通安全教育を行う場合は、カリキュラムに従ってその内容及び方法を設定することとし、また、カリキュラムを策定せずに交通安全教育を行う場合は、指導の時点において適当と考えられる事項を選定して指導することとする。

3 受講者の理解を深める交通安全教育の実施

受講者が自ら進んで交通ルール（道路交通に関して法令に定められた決まり事をいう。以下同じ。）を遵守し、交通マナー（道路及び交通の状況に応じて、配慮しなければならない事項（交通ルールを除く。）をいう。以下同じ。）を実践できるようにするためには、単に受講者に交通ルール等（交通

ルール及び交通マナーをいう。以下同じ。)を覚えさせ、これらを遵守し、実践するよう指導するだけでなく、交通ルール等が交通の秩序を維持し、交通事故を防止するため果たす役割を理解させる必要がある。

そこで、指導者は、交通安全教育の実施に当たっては、それぞれの交通ルール等が定められている理由を示し、これらを守らない場合の危険及び周囲の人への迷惑について具体的に説明するなど、受講者の理解を深めるよう努めることが必要である。また、指導者は、交通安全教育を進めるに当たっては、受講者と共に交通安全について考え、必要により受講者間で話し合いをさせるなど、受講者が自ら考えることにより教育の内容を理解できるように教育手法を工夫するとともに、適宜質問を発するなど常に受講者の習得の程度を把握しながら交通安全教育を進めるよう配慮する必要がある。

4 参加・体験・実践型の教育手法の活用

受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで自動車、原動機付自転車若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。

5 交通安全教育の効果の測定

交通安全教育は、常にその効果を測定しながら実施することが必要である。受講者に対して、実施前及び実施後にアンケート等を行って技能及び知識に関する習得の程度を把握したり、交通安全教育の受講者の交通事故発生状況と未受講者のそれとを比較したりすることにより、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直すなど、常に効果的な交通安全教育が実施できるようにする必要がある。

6 社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見直し

交通安全教育の具体的な内容は、社会情勢等の変化に対応したものでなければならない。このため、指導者は、交通事故の発生状況の推移、道路交通に関する制度改正の動向等について情報収集を常に行い、必要に応じて教育の内容を見直すことが必要である。

7 受講者のプライバシーへの配慮

受講者が安心して交通安全教育を受けられるようにするため、交通安全教育の実施に関して知り得た受講者の自動車の運転に関する経歴等の取扱いに

については、プライバシー保護の観点から十分な注意を払う必要がある。

8 関係機関・団体相互の連携

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を交換し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材を貸与するなど、相互に連携を図りながら交通安全教育を行う必要がある。

特に、都道府県警察及び都道府県交通安全活動推進センターに対しては、必要に応じて交通事故の発生状況に関する情報の提供、施設及び資機材の提供、講師の派遣等の支援を求めることが望ましい。

第2章 交通安全教育の内容及び方法

第1節 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。

1 幼児に対する交通安全教育の目的

幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）に対して交通安全教育を行うことは、幼児が道路を通行する場合における安全を確保するためのみならず、将来、様々な態様で道路を通行するときに必要な安全に道路を通行しようとする意識を養うためにも必要不可欠である。

そこで、幼児に対する交通安全教育においては、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。

2 幼児に対する交通安全教育の内容

(1) 歩行者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得させることにより、歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 基本的な心構え

道路を通行する者が一人でも交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠ったりすると、交通が混乱したり、交通事故が起きたりすることを説明し、交通ルール等の必要性を理解させる。また、道路では、保護者又はこれに代わる監護者から離れて独り歩きしてはならないことを理解させる。

(イ) 標識・標示の種類及び意味

歩行者として安全に道路を通行するために必要な知識である、歩行者用道路（歩行者の安全のために標識によって車両の通行を禁止して

いる道路をいう。以下同じ。)、歩行者横断禁止、横断歩道等を示す標識・標示の種類及びその表示する意味を理解させる。

(ウ) 交通事故の原因となる危険な行動

幼児が当事者である交通事故の主な原因である道路への飛び出し、車両（自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。以下同じ。）又は路面電車（以下「車両等」という。）の直前又は直後の横断等の危険性を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、これらの行動をとってはならないことを理解させる。

(エ) 歩行者の通る所

歩行者は、原則として歩道又は幅の十分な路側帯（歩道のない道路で、歩行者の通行のため及び車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分をいう。以下同じ。）を通行しなければならないこと、歩道に普通自転車通行指定部分がある場合はその部分を避けて通行しなければならないこと、歩道又は幅の十分な路側帯のない道路では道路の右端を通行しなければならないこと及び歩行者用道路では道路の中央部を通行することができることを理解させる。

(オ) 横断の仕方

a 横断する所

横断歩道又は信号機のある交差点が近くにある場合は、その横断歩道又は交差点で横断しなければならないことを理解させる。また、横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設が近くにある場合は、できる限りその施設を利用するように指導する。

b 信号機のある所で横断しようとする場合

信号機の信号の種類及び意味並びに信号機の信号（歩行者用の信号機がある所においてはその信号）に従って通行しなければならないことを理解させる。

また、信号が青になってから横断しなければならないことを理解させるとともに、青になっても右左の安全を確認してから横断すること及び信号が変わりそうな場合は次の青信号を待って横断することを指導する。

c 信号機のない所で横断しようとする場合

横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くになくはない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。また、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思

を明確に伝えるようにすること、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

(カ) 踏切の通り方

踏切の手前では、必ず立ち止まって右左の安全を確認するように指導する。また、警報機が鳴っている場合及び遮断機が降り始めて以後は踏切に入ってはならないことを理解させるとともに、警報機が鳴っておらず、かつ、遮断機が降りていない場合でも必ず安全を確認してから通るように指導する。

(キ) 雨天時に歩く場合

雨天時には、前が見えにくくなるような傘の差し方をしないようにすること、無理な横断又は飛び出しをしないようにすること等を指導する。

(2) 自動車に乗車する場合の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自動車に乗車することができるようにする。

イ 内容

自動車に乗車する場合は、チャイルドシートを使用し、後部座席に乗車するように指導する。また、車内ではみだりに動き回ったり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように指導する。

自動車から降りた後に道路を横断する場合は、自動車の直前又は直後を横切ってはならないことを理解させる。

(3) 自転車に乗車する場合の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自転車に乗車することができるようにする。

イ 内容

自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用し、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、幼児用座席ではみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように指導する。

(4) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 自動車及び原動機付自転車に関する基本的な事項

自動車及び原動機付自転車は重量が重く、歩行者に比べ道路を通行する速度も速いことから、歩行者と自動車及び原動機付自転車との間で交通事故が起きると、歩行者が大きな被害を受けやすいことを理解させ、道路を通行する場合は自動車及び原動機付自転車の動きに十分に注意するように指導する。

(イ) 合図

自動車及び原動機付自転車の方向指示器及び後退灯による合図の意味を理解させる。

(ウ) 制動距離

自動車及び原動機付自転車は急には停止できないこと並びに自動車及び原動機付自転車の速度が速い場合、路面がぬれている場合等には制動距離が長くなることを理解させる。

(エ) 死角及び内輪差の危険

自動車及び原動機付自転車の近くで遊んでいたたり、立ち止まっていたりすると、自動車及び原動機付自転車の運転者から見えなかったり、自動車及び原動機付自転車に巻き込まれたりする危険があることを理解させる。

(5) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合に救護されるために必要な措置をとることができるようにする。

イ 内容

交通事故に遭った場合は、現場に居合わせた人に助けを求め、交通事故に遭ったことを保護者又は警察に知らせること等の交通事故の場合の基本的な措置を指導する。

3 幼児に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

幼児に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、「幼児交通安全教本」（昭和48年5月5日中央交通安全対策会議決定）を参考にするなどして幼児の特性を理解するとともに、受講者の年齢及び交通の状況等の地域の実情を踏まえて、教育の内容及び方法を選択し、適切な教材を用いるなどして指導を行う必要がある。また、幼児の心身の発達には個人差があり、幼児の道路交通との関係も生活環境によって様々である。

そこで、交通安全教育を始める前に簡単な体操、ゲーム、交通ルールに関する質問等を行うことにより、教育の対象となる幼児の心身の発達段階及び交通安全に関する理解の程度を把握し、これらに合わせて教育の目標及び内容を設定する。

(2) 適切な時間数及び教育の内容の設定

幼児には、長時間にわたって集中力を持続させること及び抽象的な言葉による説明を理解させることが困難であるため、短時間で効果的に交通安全教育を実施するよう配慮するとともに、幼児の経験に即した身近な事例を平易な言葉を用いて説明するなど分かりやすい指導を心掛ける。また、指導事項を数点に絞り、幼児が各事項を十分に理解できるようにする。

(3) 適切な教育手法の選定

教育効果を高めるためには、紙芝居、人形劇、腹話術等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れることが望ましい。

4 幼児の保護者に対する交通安全教育の実施

幼児が交通ルール等を理解することができず常に保護を必要とする段階はもちろん、基本的な交通ルール等を理解できる段階にあっても、幼児に対する父母等の保護者の影響力は極めて大きいことから、保護者に対する交通安全教育に重点を置く必要がある。このため、幼児の保護者が日頃から交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することにより、幼児に手本を示すとともに、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識について指導し、これを実践させることが不可欠である。

そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、幼児に対する交通安全教育を実施する場合は、できる限り保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、幼児に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、幼児に指導すべき事項等について記載した資料を幼児に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容を指導する。

(1) 基本的な事項

保護者は交通の頻繁な道路又は踏切若しくはその付近の道路において幼児を遊ばせたり、独り歩きをさせたりしてはならないこと及び幼児を自転車に乗せる場合は乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことが道路交通法で定められていることを説明し、保護者の責任を自覚させるとともに、幼児にとって最も身近な存在である保護者が日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性を理解させる。また、幼児に対して適切な交通安全教育を行うことができるようにするため、普段から交通ルール等に関する理解を深め、常に幼児の手本となって道路を通行するように指導する。

(2) 幼児が歩行者として安全に道路を通行するために必要な事項

幼児が当事者である交通事故の主な原因である道路への飛び出し、車両等の直前又は直後の横断等の危険性を理解させ、幼児に対し、これらの行動をとってはならないことを繰り返し教えるよう指導する。

幼児を連れて道路を歩く場合は、手をしっかりつなぎ、幼児から目を離さないようにするとともに、保護者が車の通る側を歩くなどして幼児の安全を確保するように指導する。また、外出する場合は、幼児に目立つ色の活動しやすい服装をさせたり、反射材を身に付けさせたりするように指導する。

(3) 幼児が安全に自動車に乗車するために必要な事項

自動車に乗り降りする場合は、保護者が周囲の安全を確認してから幼児を乗り降りさせるようにするとともに、自動車から降りる場合は、幼児が急に道路に飛び出さないように注意するよう指導する。また、幼児を自動車に乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを使用させ、後部座席に乗車させるようにすること及び幼児が車内でみだりに動き回ったり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように注意することを指導する。

(4) 幼児が安全に自転車に乗車するために必要な事項

自転車は駐停車時でも転倒の危険があるので、自転車に乗り降りする場合は、平坦な場所においてスタンドを使用するなど、保護者が十分な注意を払い、周囲の安全を確認してから幼児を乗り降りさせるようにするとともに、自転車から降りる場合は、幼児が急に道路に飛び出さないように注意するよう指導する。また、幼児を自転車に乗車させる場合は、乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用させるようにすること及び幼児が幼児用座席でみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように注意することを指導する。

(5) 幼児が交通事故に遭った場合に関する措置

幼児が交通事故に遭った場合は必ず警察に知らせること、外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けさせること及び幼児が事故に遭った場合に備えて幼児の持ち物に氏名、連絡先、血液型等を記入することを指導する。

第2節 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

1 児童に対する交通安全教育の目的

児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）は、小学校での活動、自転車の利用等を通じ、幼児期に比べ行動範囲が著しく広がり、また、高学年の時期になると、保護者から離れて道路において単独又は複数で行動する機会が増加する。

そこで、児童に対する交通安全教育においては、歩行者及び自転車の利用者（以下「歩行者等」という。）として必要な技能及び知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目的とする。

2 児童に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得させることにより、歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 交通ルール等の必要性

第2章第1節2(1)イ(ア)の交通ルール等の必要性に関する事項を再確認させる。

(イ) 信号の種類及び意味

第2章第1節2(1)イ(イ)の信号に関する事項を再確認させるとともに、自転車の利用者は、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある所又は横断歩道では、歩行者用信号機の信号に従って通行しなければならないことを理解させる。

(ロ) 標識・標示の種類及び意味

第2章第1節2(1)イ(ロ)の事項を再確認させるとともに、自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な知識である、一時停止、自転車横断帯、自転車歩道通行可等を示す標識・標示の種類及びその表示する意味を理解させる。

(ハ) 警察官等の指示等に従うこと

警察官又は交通巡視員が示す手信号等の意味並びに手信号等により交通整理が行われた場合及び通行の方法等について必要な指示がされた場合は、手信号等及び指示に従わなければならないことを理解させる。

(ニ) 道路ではしてはならないこと

交通の頻繁な道路で遊ぶこと等の道路においてしてはならない行為のうち、児童の行動と密接に関連するものを理解させる。

(ホ) 登下校時等の外出時の安全

児童が登下校に利用する道路について、交通量の多い交差点等の危

険箇所を把握し、これらの箇所を安全に通行するために留意すべき事項を指導するとともに、登校する場合は時間に余裕を持って早めに家を出るように指導する。また、遊びに出る場合は、保護者に行き先を告げ、余り遠くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように指導する。

(2) 歩行者の心得

ア 目標

保護者から離れた場合においても、単独又は複数で歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。あわせて、高学年の児童に対しては、幼児、低学年の児童、高齢者、目の見えない人又は身体の不自由な人が道路を通行している場合に、これらの人が安全に道路を通行することができるよう適切な措置がとれるようにする。

イ 内容

(ア) 基本的な心得

歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある以下の事項について、第2章第1節2(1)イ(エ)、(オ)及び(カ)の事項を再確認させる。この場合、これらの事項に関する児童の理解を深めるため、交通事故の実例を挙げてその発生原因を話し合わせるなどして交通ルール等が定められている理由及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要性を自ら考えさせる内容を適宜盛り込む。

- a 歩行者の通る所
- b 横断の仕方
- c 踏切の通り方

(イ) 雨天時に歩く場合

第2章第1節2(1)イ(キ)の事項を再確認させるとともに、雨天時には、視界が悪くなるため、運転者から見えやすいように目立つ色の服装をするように指導する。

(ロ) 夜間に歩く場合

夜間は、自動車及び原動機付自転車の運転者から歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、道路を横断する場合並びに自動車及び原動機付自転車と擦れ違う場合には、昼間に比べて一層注意する必要があることを理解させる。また、運転者から見えやすいように目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりすること及び夜間に信号機のない所で横断する場合は、運転者から横断していることが分かるように、道路照明のある所等のできる限り明るい所を選ぶことを指導する。

(ハ) 幼児、低学年の児童、高齢者及び身体の不自由な人の安全

幼児、低学年の児童及び高齢者の行動の特色、目の見えない人及び

身体の不自由な人で歩行が困難な人が持つ白色又は黄色のつえ、盲導犬の意味等を理解させるとともに、これらの者が交差点、踏切等の危険な所で困っているのを見た場合は、手を貸すなどするように指導する。また、目の見えない人が安全に通行することができるようにするため、点字ブロックの上に物を置かないように指導する。

(3) 自動車に乗車する場合の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に自動車に乗車することができるようにする。

イ 内容

自動車に乗車する場合は、正しい方法により、シートベルトを着用し、又はチャイルドシートを使用して後部座席に乗車するように指導するとともに、第2章第1節2(2)イの事項(チャイルドシート等の補助装置を利用して乗車することに関する事項を除く。)を再確認させる。

また、自動車が道路において進行している場合は、飛び乗ったり、飛び降りたりしてはならないことを理解させ、自動車に乗り降りする場合には周囲の安全を確かめてからドアを開け、左側から乗り降りするように指導する。

(4) 自転車の利用者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に自転車を利用して道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 自転車に関する基本的な事項

道路交通法上、自転車は車両の一種であり、道路を通行する場合は車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、自転車に乗る練習をするときは道路外の安全な場所を利用するとともに、自転車に関する交通ルール等を理解し、安全に乗れるようになるまでは道路を通行しないように指導する。

(イ) 自転車に乗るに当たっての心得

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること、目立つ色の服装をすること及び乗車用ヘルメット、反射材用品等を着用することを指導する。

(ウ) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯又は反射器材（後部反射器材及び側面反射器材）、タイヤ等の点検の要領及び具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

(エ) 自転車の正しい乗り方

安全な発進及び停止の方法、正しい乗車姿勢、右左折する場合は早めに合図をすること並びに両手でハンドルを確実に握ることを指導する。また、合図をする場合以外は片手運転をしてはならないことを理解させる。

(オ) 自転車の通る所

自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

- a 自転車は原則として車道又は自転車道の左端に沿って通行しなければならないこと。
- b 道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができること。
- c 児童が普通自転車（道路交通法第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。）を利用する場合は歩道を通行することができるが、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないこと。
- d 道路を横断しようとする場合は、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯で通行しなければならないこと。
- e 横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、横断歩道を自転車に乗ったまま通行してはならないこと。

(カ) 走行上の注意

a 理解させるべき事項

走行上の注意として以下の事項を理解させる。

- (a) 天候、時間帯、交通の状況等に応じた安全な速度で走行しなければならないこと。
- (b) 交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと。
- (c) 並進、ジグザグ運転、競争等をしてはならないこと。
- (d) 路側帯を通行する場合は歩行者の通行を妨げてはならないこと。
- (e) 普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならないが、歩道は歩行者優先であること。
- (f) 歩道等でみだりに警音器を鳴らしてはならないこと。

(g) 夜間等には前照灯をつけなければならないこと。

b 指導すべき事項

走行上の注意として以下の事項を指導する。

- (a) 側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行すること。
- (b) 近くに自転車横断帯又は横断歩道がない場合で横断又は転回をしようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること。
- (c) 道路を斜めに横断しないようにすること。
- (d) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道又は歩道の状況について安全を確かめてから行うこと。
- (e) 歩道で他の特例特定小型原動機付自転車（道路交通法第17条の2第1項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び普通自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車を右に見ながらよけること。
- (f) 携帯電話の通話又は操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行及びヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。
- (g) 走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、自転車を押して通行すること。

(キ) 交差点の通行の仕方

a 基本的事項

信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと並びに「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合及び横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。

信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解させる。また、このような場合以外でも、交差点（環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であって、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）を除く。）においては、交通量の少ない場所でも飛び出しをせずに、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導するとともに、環状交差点においては、環状交差点を通行する車両等が優先することから、環状交差点に入るときは、安全を十分に確認し、徐行するように指導する。

b 右左折等の仕方

右左折並びに環状交差点における直進及び転回の方法並びに合図について理解させる。

c 通行する場所

交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯を通行しなければならないこと並びに普通自転車は交差点及びその手前に交差点への進入を禁止する標示がある場合は、その交差点に進入することができないことを理解させる。

(7) 歩行者及び他の車両に対する注意

a 理解させるべき事項

歩行者及び他の車両に対する注意として以下の事項を理解させる。

(a) 歩道を通る場合は直ちに停止できるような速度で徐行（普通自転車通行指定部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいない場合は直ちに徐行に移ることができるような速度で進行）し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと。

(b) 路側帯及び自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

(c) 車道を通る自転車は横断歩道に近づいた場合は、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行しなければならないこと。

(d) 歩行者が横断している場合又は横断しようとしている場合は、横断歩道の手前（停止線がある場合は、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければならないこと。

(e) 幼児若しくは児童が独り歩きしている場合又は高齢者若しくは身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一時停止し、又は直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

b 指導すべき事項

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意することを指導する。

(7) 自転車を駐車する場合の注意

自転車を駐車する場合は、自転車等駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(3)イの事項を再確認させるとともに、自動車及び原動機付自転車による交通事故の際の衝撃力の大きさ、自動車及び原動機付自転車の速度が速い場合等に制動距離が長くなる理由、自動車及び原動機付自転車の死角及び内輪差が発生する理由等を具体的に説明し、自動車及び原動機付自転車の特性について児童の理解を深めさせる。

(6) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合は適切に対処することができるようにするとともに、交通事故の現場に居合わせた場合は基本的な措置をとることができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(4)イの内容を再確認させるとともに、交通事故に遭った場合は、自分の氏名及び連絡先を現場に居合わせた人に伝えること、外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けるようにすること等の基本的な措置を指導する。また、交通事故の現場に居合わせた場合に基本的な措置がとることができるようにするため、警察に110番通報をする要領等を指導する。

3 児童に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

児童に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、児童の学年に応じて、教育の内容及び方法を設定する必要がある。低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、歩行者の心得について重点的に指導する。また、高学年の児童に対しては、交通ルール等が定められている理由及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性について自ら考えさせる内容にする。

自転車の正しい乗り方について指導する場合は、自転車の利用に関する小学校の指導方針を踏まえて行うことが必要である。

(2) 計画的な教育の実施及び教育の内容の設定

児童に対しては、計画的かつ継続的に交通安全教育を実施するよう配慮することが望ましい。また、交通ルール等を単に覚えさせるだけでなく、小学校周辺の道路の危険箇所等を取り上げて、具体的に指導することにより、児童が関心を持って習得することができるように留意するとともに、

一回の指導事項を数点に絞り、児童が各事項を十分に理解できるようにする。

(3) 適切な教育手法の選定

教育効果を高めるためには、自動車を用いた死角及び内輪差の実験、ダミー人形を用いた衝突実験等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れることが望ましい。

4 児童の保護者に対する交通安全教育の実施

児童が安全に道路を通行することができるようにするためには、児童の父母等の保護者が日常生活の中で、児童に対して交通安全教育を行うことが効果的である。特に、低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、保護者による交通安全教育が重要である。

そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、児童に対する交通安全教育を実施する場合は、必要に応じて保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、児童に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、児童に指導すべき事項等について記載した資料を児童に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容について指導する。

(1) 基本的な事項

保護者は交通の頻繁な道路又は踏切若しくはその付近の道路において児童を遊ばせてはならないことが道路交通法で定められていることを説明し、保護者の責任を自覚させるとともに、児童にとって最も身近な存在である保護者が日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性を理解させる。また、児童に対して適切な交通安全教育を行うことができるようにするため、普段から交通ルール等に関する理解を深めるように指導する。

(2) 児童が安全に道路を通行するために必要な一般的な事項

児童が、道路において危険な行動をした場合は、その行動の危険性を説明し、そのような行動をしないように指導するとともに、登校する場合は時間に余裕を持って早めに家から送り出し、忘れ物をしないように気を付けること、外出するときは保護者に行き先を告げる習慣を付けさせること及び余り遠くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように注意することを指導する。

また、特に低学年の児童の保護者に対しては、通学路等の児童が頻繁に利用する道路における交通量の多い交差点等の危険箇所を把握し、これらの場所を安全に通行するために留意すべき事項を児童に対して教えるように指導する。

(3) 児童が歩行者として安全に道路を通行するために必要な事項

低学年の児童が歩行者として安全に道路を通行することができるようにするため、横断の仕方等の歩行者の心得を児童が実践できるようになるまで教えるように指導する。

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童が自転車に乗車する場合は、児童が乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこと及び保護者が児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。）第3章第1節2を参照して自転車を点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に関して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

(5) 児童が安全に自動車に乗車するために必要な事項

児童を自動車に乗車させる場合は、シートベルトを着用し、又は身体の大きさに合ったチャイルドシートを使用して後部座席に乗車させるように指導するとともに、第2章第1節4(3)の事項（チャイルドシートを使用させて乗車させることに関する事項を除く。）を再確認させる。また、児童が自動車から降りる場合は、周囲の安全を十分に確認してからドアを開けさせ、道路に飛び出させないように指導する。

(6) 児童が交通事故に遭った場合に関する措置

第2章第1節4(4)の事項を再確認させるとともに、警察に110番通報をする要領等を習得させるように指導する。

第3節 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 中学生に対する交通安全教育の目的

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗車中に交通事故に遭うことが多い。また、自動車及び原動機付自転車に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にある。

そこで、中学生に対する交通安全教育においては、自転車で安全に道路を

通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

2 中学生に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

交通安全に対する意識を高めさせるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮することの重要性を理解させる。

イ 内容

(ア) 交通事故の発生状況

交通事故の発生状況を、中学生が当事者である交通事故の発生状況を中心に説明する。特に、中学生については、自転車乗用中の事故が多いことを示し、自転車の正しい乗り方を習得し、実践することの重要性を理解させる。

(イ) 交通安全対策の概要

交通安全対策の概要を説明し、交通事故を防止するために様々な施策が講じられていることを理解させる。

(ロ) 交通社会の一員としての自覚

標識・標示の種類及び意味、道路ではではないこと等の第2章第2節2(1)イの事項について、交通ルール等が定められている理由及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの重要性を話し合い等を通じて考えさせることにより、道路交通の安全を確保するためには、道路を通行する者一人一人が、交通ルールを遵守し交通マナーを実践する必要があることを理解させる。

さらに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮することが道路交通の安全を確保するために重要であることを指導する。

(ハ) 交通事故の責任

交通事故の加害者の民事上、刑事上及び行政上の責任に関する基本的な事項を理解させる。

さらに、交通事故によって当事者の家族、友人等が受ける影響の重大さを理解させることにより、交通事故が当事者だけの問題ではないことを理解させる。

(ニ) 交通安全活動への参加

道路交通の安全を確保するために行われている活動の実例を紹介し、これらの活動において中学生の果たし得る役割を考えさせるとともに、このような活動への積極的な参加を促す。

(2) 歩行者の心得

ア 目標

歩行者として遵守すべき交通ルールを再確認させるとともに、思いやりを持ち、自己の安全のみならず周囲の人への迷惑にならないことにも配慮して安全に道路を通行することができるようにする。さらに、道路及び交通の状況に応じて、道路における危険を予測し、これを回避して安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 交通ルールの遵守及び交通マナーの実践

横断の仕方等の第2章第2節2(2)イの事項を再確認させるとともに、周囲の人への迷惑となり、交通の妨げともなるような歩き方について話し合い等を通じて考えさせることにより、歩行者として遵守すべき交通ルール及び実践すべき交通マナーを再確認させる。

(イ) 道路の状況に応じた危険の予測と回避

狭い道路、勾配の急な坂道、急なカーブ、見通しの利かない交差点等の様々な道路において、危険を予測し、これを回避して安全に道路を通行することができるように指導する。

(ウ) 幼児、児童、高齢者及び身体の不自由な人の安全

幼児、児童、高齢者、目の見えない人又は身体の不自由な人が、交差点、踏切等の危険な所で困っているのを見た場合は、安全に通行することができるように手を貸すなど、自ら進んで保護するように指導する。

(3) 自転車の利用者の心得

ア 目標

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、安全に自転車を利用することが求められるが、自転車乗用中の事故も多いことから、自転車を安全に利用することの必要性を自覚させ、正しい乗り方を確実に実践することができるようにする。

イ 内容

(ア) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。あわせて、普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は一時停止をしなければならないが、歩道は歩行者優先であることを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実

例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(イ) 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、教則第3章第2節2を参照して確実に自転車を点検することができるように指導する。

(4) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の特性に関し、理解を深めさせることにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者又は自転車の利用者として安全に道路を通行することができるようにするとともに、自動車に安全に乗車することができるように指導する。また、16歳になると普通二輪免許等の取得が可能になることを踏まえ、運転免許制度等についても理解させる。

イ 内容

(ア) 自動車及び原動機付自転車の特性

自動車及び原動機付自転車の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の特性について理解を深めさせるとともに、自動車及び原動機付自転車のこれらの特性に起因する交通事故の実例等を用いて、安全な歩き方及び自転車の安全な乗り方を話し合い等を通じて考えさせ、実践することができるように指導する。

(イ) シートベルトの着用

交通事故が発生した場合のシートベルトの被害軽減効果を理解させ、シートベルトを備えている自動車に乗車する場合にはこれを必ず正しく着用するように指導する。

(ウ) 将来の運転者としての心得

運転免許制度の意義、運転免許（以下「免許」という。）の区分、取得年齢、取得方法等の基本的な知識及び特定小型原動機付自転車（道

路交通法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車(以下同じ。)を運転することが可能となる年齢を理解させるとともに、暴走行為(集団で走行する場合に行われるジグザグ運転、巻き込み運転等の他の車両に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼしたりする行為をいう。以下同じ。)、騒音運転等(著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発進、急加速及び空吹きをいう。以下同じ。)、無免許運転等の反社会性、危険性、罰則等について説明し、将来の自動車及び原動機付自転車の運転者としての自覚を持たせるように指導する。

(5) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合に適切に対処することができるように、応急救護処置等の必要な措置を習得させる。

イ 内容

(ア) 交通事故に遭った場合の対応

第2章第2節2(6)イの内容を再確認させるとともに、交通事故が更に発生することを防止するために車両を安全な場所に移動させること等の措置をとるように指導する。

(イ) 応急救護処置の必要性とその手順

交通事故が発生した場合、その交通事故の当事者である運転者及び乗務員は、負傷者に対してガーゼ、清潔なハンカチ等で止血するなど、可能な応急救護処置を行わなければならないことを理解させ、処置の基本的な手順を習得させる。

3 中学生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

中学生は、幼少の時期から本格的な青年期に移行する過渡期にあり、なお成長の途上にあることを考慮し、教育の内容及び方法を中学生の関心及び理解力を踏まえた適切なものとする必要がある。

また、交通安全教育の効果を高めるためには、例えば、受講者となる中学生に、地域の交通の状況の実態調査等を事前に行わせ、交通安全教育を行う際に調査結果の発表をさせるなど、受講者が自主的に技能及び知識を習得し、道路交通の安全を確保しようとする意識を高めることができるように配慮することが望ましい。

(2) 計画的な教育の実施

中学生に対しては、計画的かつ継続的に交通安全教育を実施することが望ましい。

(3) 適切な教育手法の選定

受講者の問題意識を高め、学習目標を明確に理解させるためには、中学

生の道路の通行の態様に関連した交通事故統計、身近な交通事故の実例等を用いるなどの工夫をすることが重要である。

(4) 保護者との連携

中学生は自転車乗用中に交通事故に遭うことが多く、また、自動車及び原動機付自転車に対する関心が高まる時期にあることを踏まえ、日常接する機会の多い父母等の保護者が、中学生の道路交通の安全を確保するため、適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、日常生活において交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

第4節 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 高校生に対する交通安全教育の目的

高校生は、自動車等（自動車及び一般原動機付自転車（道路交通法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の免許を取得したり、特定小型原動機付自転車を運転したりすることが可能な年齢に達し、自動車及び原動機付自転車の運転者として交通社会に参加することができるようになり、それぞれの通行の態様に応じて、社会的な責任を持ち、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して道路を通行することが求められる。また、高校生の二輪車事故（大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車乗車中の交通事故をいう。以下同じ。）及び自転車乗用中の交通事故が多く発生しており、このような交通事故を防止する必要がある。

そこで、高校生に対する交通安全教育においては、二輪車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び特定小型原動機付自転車の運転者並びに自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

2 高校生に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

高校生が当事者である交通事故の発生状況を説明し、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、自動車及び原動機付自転車の運転者として交通社会に参加することができる年齢に達することを踏まえ、社会的な責任を持って行動するために必要となる基本的な心得を習得させる。

イ 内容

(ア) 交通事故の発生状況

交通事故の発生状況を、高校生が当事者である交通事故の発生状況を中心に説明する。特に、高校生については、二輪車事故が多いことを示し、二輪車の正しい運転方法を習得し、実践することの重要性を理解させる。

(イ) 交通安全対策の概要

交通安全対策の概要を説明し、交通事故を防止するために様々な施策が講じられていることを理解させる。

(ウ) 交通社会の一員としての自覚

道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、これまでに習得した道路ではしてはならない行為、周囲の人の迷惑になる行為等の反社会性についての理解を深めさせる。

(エ) 運転者の責任

自動車等を運転するためには必要な技能及び知識を習得しなければならないこと、また、運転中は常に危険を予測し、これを回避しなければならないことから、自動車等を運転するには免許という資格を要すること、自動車及び原動機付自転車の運転には高度の注意義務を伴うものであること並びに注意義務を怠るなど交通ルールを遵守しないことにより交通事故を起こすと民事上、刑事上及び行政上の責任を負わなければならないことを理解させる。また、騒音運転等、暴走行為等の反社会的行為をしないこと等の運転者となった場合に遵守しなければならない事項を理解させる。

(オ) 交通安全活動への参加

道路交通の安全を確保するために行われている活動の実例を紹介し、これらの活動において高校生の果たし得る役割を考えさせるとともに、このような活動への積極的な参加を促す。

(2) 歩行者の心得

ア 目標

歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させることにより、交通安全意識の高揚を図る。また、免許を受けた者に対しては、歩行者の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者の特性を踏まえて安全に運転ができるようにする。

イ 内容

歩行者に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確

認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章の内容に沿って指導する。

(ア) 横断中の事故等の歩行者が当事者である事故の発生原因等

(イ) 道路の横断等における幼児、児童、高齢者、目の見えない人及び身体の不自由な人の保護

(3) 自転車の利用者の心得

ア 目標

高校生の自転車乗用中の交通事故が多く発生していることを踏まえ、これまでに習得した安全に自転車を利用するために必要な技能及び知識を再確認させることにより、道路及び交通の状況に応じて、安全に走行することができるようにする。

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(4) 特定小型原動機付自転車の運転者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に特定小型原動機付自転車を利用して道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 特定小型原動機付自転車に関する基本的な事項

道路交通法上、特定小型原動機付自転車は車両の一種であり、道路を通行する場合は車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、特定小型原動機付自転車に乗る練習をするときは道路外の安全な場所を利用するとともに、特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等を理解し、安全に乗れるようになるまでは道路を通行しないように指導する。

(イ) 特定小型原動機付自転車に乗るに当たっての心得

二人乗り等の危険な乗り方をしないこと、16歳未満の人に特定小型原動機付自転車を貸さないこと、特定小型原動機付自転車に荷物を積

む場合は、積載するための場所以外の場所に積載物を積まないようにすること、目立つ色の服装をすること及び乗車用ヘルメット、反射材用品等を着用することを指導する。

(ウ) 特定小型原動機付自転車の点検整備

ハンドル、ブレーキ、警音器、灯火装置、後部反射器、タイヤ等の点検の要領及び具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

(エ) 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方

安全な発進及び停止の方法、正しい乗車姿勢、右左折する場合は早めに合図をすること並びに両手でハンドルを確実に握ることを指導する。また、片手運転をしてはならないことを理解させる。

(オ) 特定小型原動機付自転車の通る所

特定小型原動機付自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

- a 特定小型原動機付自転車は原則として車道又は自転車道の左端に沿って通行しなければならないこと。
- b 特例特定小型原動機付自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができること。
- c 道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、特例特定小型原動機付自転車は歩道を通行することができるが、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないこと。
- d 横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、横断歩道を特例特定小型原動機付自転車に乗ったまま通行してはならないこと。

(カ) 走行上の注意

a 理解させるべき事項

走行上の注意として以下の事項を理解させる。

- (a) 天候、時間帯、交通の状況等に応じた安全な速度で走行しなければならないこと。
- (b) 交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと。
- (c) 特例特定小型原動機付自転車で路側帯を通行する場合は歩行者の通行を妨げてはならないこと。
- (d) 特例特定小型原動機付自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならない、歩道は歩行

者優先であること。

- (e) 歩道等でみだりに警音器を鳴らしてはならないこと。
- (f) 夜間等には前照灯をつけなければならないこと。

b 指導すべき事項

走行上の注意として以下の事項を指導する。

- (a) 側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行すること。
- (b) 近くに横断歩道等がない場合で横断又は転回をしようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること。
- (c) 道路を斜めに横断しないようにすること。
- (d) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道又は歩道の状況について安全を確かめ、最高速度の設定を切り替えてから行うこと。
- (e) 歩道で他の特例特定小型原動機付自転車や普通自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車や普通自転車を右に見ながらよけること。
- (f) 携帯電話の通話又は操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行及びヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。
- (g) 走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、特定小型原動機付自転車を押して通行すること。

(キ) 交差点の通行の仕方

a 基本的事項

信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと並びに「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合及び特例特定小型原動機付自転車で横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。

信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解させる。また、このような場合以外でも、交差点（環状交差点を除く。）においては、交通量の少ない場所でも飛び出しをせずに、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導するとともに、環状交差点においては、環状交差点を通行する車両等が優先することから、環状交差点に入るときは、安全を十分に確認し、徐行するよう

に指導する。

b 右左折等の仕方

右左折並びに環状交差点における直進及び転回の方法並びに合図について理解させる。

(7) 歩行者及び他の車両に対する注意

a 理解させるべき事項

歩行者及び他の車両に対する注意として以下の事項を理解させる。

(a) 特例特定小型原動機付自転車で歩道を通る場合は直ちに停止できるような速度で徐行（普通自転車通行指定部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいない場合は直ちに徐行に移ることができるような速度で進行）し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと。

(b) 特例特定小型原動機付自転車で路側帯を通る場合及び特定小型原動機付自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないように注意し、特に歩行者用道路では直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

(c) 車道を通行する特定小型原動機付自転車が横断歩道に近づいた場合は、横断する歩行者がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行しなければならないこと。

(d) 歩行者が横断している場合又は横断しようとしている場合は、横断歩道の手前（停止線がある場合は、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければならないこと。

(e) 幼児若しくは児童が独り歩きしている場合又は高齢者若しくは身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一時停止し、又は直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

b 指導すべき事項

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意することを指導する。

(7) 特定小型原動機付自転車を駐車する場合の注意

特定小型原動機付自転車を駐車する場合は、自転車等駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) 二輪車の運転者の心得

ア 目標

高校生は二輪車の免許を取得することが可能な年齢に達し、また、高校生の二輪車事故が多く発生していることを踏まえ、二輪車に関する基本的な事項を理解させる。

この場合、二輪車の免許を受けた者に対しては、二輪車の運転に関する基本的な事項を再確認させ、また、二輪車の免許を受けていない者に対しては、将来の運転者としての基本的な知識を習得させることができるように配慮して指導する。

イ 内容

(7) 一般的に指導すべき事項

a 二輪車事故の特徴

高校生の二輪車事故の実例を挙げ、その発生原因等を分析して、二輪車事故の発生原因等の特徴を理解させる。

b 二輪車の運転者の基本的な心得

運転の熟練度に応じて、適切な車種を選択することが重要であることを説明し、ブレーキ、タイヤ等を関係法令に従い、教則第4章第3節1を参照にして点検しなければならないことを理解させる。また、乗車用ヘルメットを必ず着用すること、初心運転者の二人乗りが禁止されていること等の交通ルールについても理解させる。

(4) 二輪車の免許を受けた者に対して指導すべき事項

二輪車の免許を受けた者に対する交通安全教育は、第2章第5節2(2)イの内容に沿って実施する。

この場合、受講者が高校生であることを踏まえて、運転姿勢、カーブにおける運転方法、ブレーキの掛け方等の二輪車の運転に必要な基本的な事項が完全に習得されていることを確認し、不十分な場合は問題点を指摘することを中心に実施する。

(6) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合に適切に対処することができるように、応急救護処置等の必要な措置を習得させるとともに、交通事故の当事者としての責任について理解させる。

イ 内容

第2章第3節2(5)イの事項を再確認させるとともに、高校生は、自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することから、運転者として交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護、事故車両の移動等の現場で必要な措置をとり、警察官に報告する義務があることについて、その趣旨及び必要な措置の具体的な実施要領を重点的に指導する。

3 高校生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

高校生は、自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することから、指導者は、あらかじめ免許の取得状況を把握するなどして受講者の通行の態様に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

(2) 計画的な教育の実施

高校生に対しては、計画的かつ継続的に交通安全教育を実施するよう配慮することが望ましい。

(3) 適切な場所及び人数の設定

二輪車又は特定小型原動機付自転車をを用いて実技訓練を行う場合は、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する二輪車又は特定小型原動機付自転車を運転して安全を確認したり、使用する二輪車又は特定小型原動機付自転車の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練に用いる二輪車又は特定小型原動機付自転車の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

(4) 適切な教育手法の選定

受講者の問題意識を高め、学習目標を明確に理解させるため、高校生の道路の通行の態様に関連した交通事故統計、身近な交通事故の実例等を用いるなど工夫することが重要である。

(5) 保護者との連携

父母等の保護者が、高校生は自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することを踏まえ、二輪車及び特定小型原動機付自転車の運転等についての学校の指導方針を理解し、免許取得時、二輪車又は特定小型原動機付自転車の購入時等に適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配付し、高校生の免許取得時、二輪車又は特定小型原動機付自転車の購入時等に、保護者として必要な交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

第5節 成人に対する交通安全教育

1 免許取得時の交通安全教育

免許取得時の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は、(3)に定めるとおりとする。

(1) 免許取得時の交通安全教育の目的

免許を取得しようとする者は、免許取得時の交通安全教育の場において、運転者として必要となる基本的な技能及び知識を体系的に習得することが期待される。

そこで、免許取得時の交通安全教育においては、運転免許試験に合格するために備えていなければならない技能及び知識に加えて、道路及び交通の状況に応じて危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高めるとともに、運転者としての責任を自覚し、他の人々に対する思いやりを持った運転者を育成することを目的とする。

(2) 免許取得時の交通安全教育の内容

免許取得時の交通安全教育は、運転者として必要となる基本的な技能及び知識を習得させることを目標として、教則に示された事項を習得させるほか、道路及び交通の状況に応じて危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高めるための基本的な教育を行う。

(3) 免許取得時の交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

免許取得時の交通安全教育は、そのほとんどが自動車教習所によって担われている。ここで行われる教育においては、基本的な運転操作並びに交通ルールを遵守した走行をするための技能及び知識のみならず、運転者として交通マナーを実践する意識及び態度を習得させることが重要である。このため、指導者は、運転者としての責任の自覚及び生命の尊さを学ばせること並びに道路及び交通の状況に応じて危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高めるために、受講者の習得の程度を十分に考慮しながら、自ら学ぶ機会を与えることの重要性を認識する必要がある。

2 免許取得後の交通安全教育

免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) 免許取得後の交通安全教育の目的

自動車教習所においては、免許取得時に、自動車等の運転に関する基本的な交通安全教育が行われているが、初心運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しているとは限らず、また、それ以外の運転者についても、自動車教習所等で習得した技能及び知識から逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがある。さらに、自動車教習所における教育を受けないで免許を取得する者もいる。

このため、既に免許を受けた者に対しても、機会をとらえて運転適性指導（自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導をいう。以下同じ。）及び運転技能指導（自動車等の運転に必要な技能に関する指導をいう。以下同じ。）を実施することにより、運転適性及び運転技能を客観的に把握させるなどして、安全運転に必要な技能及び知識を定着

させる必要がある。

また、急ブレーキ、横滑り等により自動車を制御することが難しくなることを理解させるなどにより、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる必要がある。

さらに、運転者は、交通情勢の変化並びに加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化に対応して必要な技能及び知識を生涯を通じて習得することが求められることから、生涯学習の一環として、免許取得後の交通安全教育が行われる必要がある。

そこで、免許取得後の交通安全教育は、運転者に安全運転に必要な技能及び知識の理解を深めさせるとともに、交通社会の一員として自己の安全のみならず他の人々及び社会の安全に自主的に貢献することができる運転者へと育成することを目的とする。

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア 四輪車の運転者に対する交通安全教育

(ア) 運転に関する基本的事項の再教育

a 目標

自動車を安全に運転するために必要な基本的事項を再確認させ、技能及び知識の定着を図る。

b 内容

(a) 自動車の点検

日常点検及び定期点検の重要性を認識させるとともに、確実に点検することができるようにするため、以下の事項について、点検させるなどにより体験的に習得させる。

① 点検要領

教則第4章第3節1に示された点検箇所、点検事項及び点検の実施方法を参照して実施すること。

② 装備品等の取扱い

発煙筒、赤ランプ、停止表示器材（停止表示板及び停止表示灯をいう。以下同じ。）等の取扱い

(b) 運転姿勢、装置の操作等

安全運転は基本的な事項を実践することから始まることを理解させ、以下の事項を確実に実践することができるように指導する。

① 運転姿勢等

正しい運転姿勢をとることにより、運転席からの視界が広がり、装置の確実な操作を可能とすること。また、周囲の交通の状況等に対する注意が不十分になるため、自動運転車において自動運行装置を適切に使っている場合を除き、走行中に携帯電話等を使用したり、カーナビゲーション装置等に表示された画

像を注視したりしないこと

② 装置の操作

ハンドル、アクセル、ブレーキ、クラッチ等の正しい操作の方法

③ シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用

シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用の重要性並びに正しい着用及び利用の方法

(c) ブレーキの掛け方

できる限り短い距離及び安定した状態で停止するためのブレーキの操作方法を指導する。

(d) 運転方法の基本

正しい運転の技能及び知識を定着させ、自動車教習所等で習得した技能及び知識から逸脱した運転方法を正しい運転方法に修正するため、実際に自動車を運転させたり、運転シミュレーターを用いたりするなどして、進路変更、右左折、交差点の通行等について観察し、問題点を指摘して、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践した正しい運転方法を指導する。

(e) 交通事故及び故障の場合の措置

交通事故が起きた場合及び自動車が故障した場合に、交通事故が更に発生することを防止するための措置、負傷者に対する応急救護処置等を速やかにとることができるようにするため、以下の事項を指導する。

① 交通事故の場合の措置

交通事故が更に発生することを防止するための措置、応急救護処置、警察官への報告等

② 自動車が故障した場合の措置

自動車の安全な所への移動、停止表示器材等による表示、故障車両の牽引等

(f) 交通事故の発生状況等

交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの重要性を、交通事故の実例を挙げ、その発生原因について話し合いをさせるなどして理解させる。あわせて、道路交通法等の法令の改正、交通事故の発生状況、先進技術の実情等の自動車の運転者に必要な情報を提供する。

(4) 危険の予測と回避

a 目標

自動車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自

転車の利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を理解させ、交通事故を防止するため必要な事項を習得させる。

b 内容

(a) 具体的な場面を設定して行う危険の予測と回避

走行中の自動車は、走行速度に応じ一定の範囲の危険空間を生じさせること及び安全に自動車を運転するためには、その危険空間を的確に管理することが重要であることを理解させた上で、以下のような場面を設定して、実際に自動車を運転させたり、運転シミュレーターを用いたりして、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。

- ① 死角からの歩行者又は車両の飛び出し
- ② 交差点の通行
- ③ 追越し
- ④ カーブの通行
- ⑤ その他地域の実情により注意すべき場面

(b) 道路を通行する他の者の特性

歩行者、自転車の利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例等を挙げて説明し、理解させる。

① 歩行者

交差点における右左折時の事故、信号無視又は走行中の車両の直前若しくは直後の横断による事故、飛び出しによる事故、道路の右側から横断してくる歩行者との事故等

② 自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者

交差点における出会い頭事故等

③ 二輪車の運転者

カーブにおけるはみ出し事故、交差点（環状交差点を除く。）における右折時の直進車との事故及び直進時の右折車との事故等

④ 自動運行装置を使っている運転者

運転者が前方・周囲を確認していない状態での運転等

(c) 急ブレーキ

高速で走行している場合又はぬれた路面を走行している場合に急ブレーキを掛けると、自動車を制御することが難しいこと、このような場合は、制動距離が極端に長くなること等を体験させるなどにより、急ブレーキを掛ける必要のない運転の重要性を理解

させる。

さらに、アンチロックブレーキシステム（走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置をいう。）を備えた自動車を用いて指導する場合には、その機能を説明し、緊急時におけるブレーキの掛け方を指導する。

(d) 横滑りの危険性

ぬれた路面等の滑りやすい路面において急ブレーキを掛けたり、急なハンドル操作をしたりするなどしてタイヤが横滑りを起こした場合は、自動車を制御することが難しくなることを実際に体験させるなどして理解させ、滑りやすい路面では細心の注意を払って自動車を運転する必要があることを指導する。

(ウ) 状況に応じた運転能力の向上

a 目標

夜間の運転、雨、雪、霧等の悪天候時の運転、高速道路での運転等の様々な状況下における運転に必要な能力を向上させる。

b 内容

(a) 夜間の運転

① 夜間における道路及び交通の状況

夜間においては、視界が悪くなり、暗い色の服装をした人が見えにくくなったり、対向車の後方を横断している歩行者に気付きにくくなったりするなど状況把握が困難になること、速度感覚が鈍り速度超過になりがちなこと及び過労運転又は酒酔い運転をする者、酔って歩く者等がいること等のため、昼間より慎重な運転が必要であることを指導する。

② 蒸発現象

自分が運転する自動車と対向車の前照灯で道路の中央付近の歩行者が見えにくくなる蒸発現象を実際に体験させるなどしてその危険性を理解させ、横断中の歩行者に十分に注意した運転が必要であることを指導する。

③ 眩惑^{げん}

対向車の前照灯のまぶしさのため、一時的に視力が低下する眩惑^{げん}を実際に体験させるなどしてその危険性を理解させ、対向車の前照灯がまぶしいときは、視点をやや左前方に移して目がくらまないようにすることが必要なことを指導する。

(b) 雨天時の運転

雨天時は視界が悪くなるため、ワイパーを作動させるなどして視界を確保する必要があること、道路が滑りやすくなることにより、ブレーキを掛けた場合に制動距離が晴天時に比べて長くなっ

たり、急ブレーキ、急なハンドル操作等が横滑り等の原因になったりすること、高速で走行する場合に、ハイドロプレーニング現象（タイヤが浮いて、ハンドル及びブレーキが効かなくなる現象をいう。以下同じ。）が起こるおそれがあること等を理解させ、晴天時より慎重な運転が必要であることを指導する。

(c) 雪道等の運転

雪道及び凍り付いた道路（以下「雪道等」という。）は大変滑りやすいことから、タイヤにタイヤチェーン等の滑り止め装置を着け、又はスノータイヤ、スタッドレスタイヤ等の雪路用タイヤを着けて運転すること及びブレーキを掛けた場合に自動車を制御することが難しくなるなど雪道等における運転が危険であることを理解させ、雪道等で運転する場合の事前準備、速度を十分に落として車間距離を十分にとった運転の必要性、^{わだち} 轍のある道路及び坂道での運転方法等を指導する。

(d) 霧等の場合の運転

霧、吹雪等（以下「霧等」という。）が発生すると視界が狭くなることを理解させ、霧等の場合に運転するときは、霧灯（淡黄色等の補助前照灯をいう。以下同じ。）があるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけること、速度を落として運転すること、危険防止のために必要に応じて警音器を使用すること等の霧等の場合に運転者がとるべき必要な措置を指導する。

(e) 高速道路での運転

自動車の点検等の高速道路を通行する前の心得について確認するとともに、本線車道への進入、一定速度での走行、十分な車間距離の確保、車線変更、追越し、強風時における運転等の走行に関する事項を指導する。

(f) 先進技術を使った運転等

先進技術の過信や誤信に基づく事故が発生していることを説明し、先進技術の機能、限界、使用方法等について正しく理解する必要があることを指導する。

また、自動運行装置を使って運転している場合には、自動運行装置から発せられる引継ぎ要請があった場合等に、運転者が直ちにそのことを認知し運転操作を適切に引き継ぐことができる状態でいなければならないことを指導する。

(エ) 安全運転に必要な科学的知識の習得

a 目標

自動車等を安全に運転するために必要な科学的知識について理解を深めさせる。

b 内容

(a) 性格と運転の関係

運転者の性格と運転の関係を説明し、運転適性指導の結果を踏まえて運転することの重要性を理解させる。

(b) 人間の生理と運転の関係

視力、深視力等の強弱及び明順応、暗順応、錯覚等の視覚の特性が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、飲酒時等の身体の機能の検査を実施するなどして飲酒等が運転に及ぼす影響を理解させ、計画的に運転すること及び体調を整えて運転することを指導する。

特に、アルコールには、中枢神経を麻痺させる作用があり、飲酒により体内にアルコールを保有した状態では、理性、平衡感覚及び視力が低下し、視野が狭くなるなど、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力等が低下した状態になることを説明し、飲酒運転は重大な事故に直結する危険な行為であることを理解させる。

(c) 自動車に働く自然の力

以下の事項について、実際に自動車を運転させるなどして指導する。

① 摩擦力

タイヤの状態、制動距離と摩擦力の関係、ハイドロプレーニング現象等

② 遠心力

積載物の積み方と遠心力の関係、カーブにおける安全な速度等

③ 衝撃力

速度と衝撃力の関係、エアバッグ、シートベルト及びチャイルドシートの機能等

(d) 交通事故の発生原因等

具体的な実例を挙げて交通事故の発生原因等を説明し、あわせて交通事故を防止するために様々な施策が講じられていることを説明することにより、交通事故を起こさないような運転の方法を指導する。

(オ) 運転適性指導及び運転技能指導

a 目標

運転者に運転適性及び運転技能を客観的に把握させるとともに、運転適性の類型ごとに特徴的な交通事故について理解させ、運転態度及び技能の改善を図る。

b 内容

(a) 運転適性指導

受講者に自動車を運転させたり、運転適性検査器材を用いたりして、運転適性を検査し、運転適性指導を行う。

(b) 運転技能指導

受講者に道路又は道路外のコースを走行させたり、運転シミュレーターを用いたりして運転技能指導を行う。

イ 二輪車の運転者に対する交通安全教育

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持っている。また、二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面がある。さらに、二輪車の動きは他の自動車等の運転者から見えにくい場合がある。

そこで、二輪車の運転者に対する交通安全教育においては、これらの二輪車の特徴を踏まえ、アの四輪車の運転者に対する交通安全教育の内容のうち二輪車の運転に必要なものに加え、以下の事項を指導する。

(ア) 運転に関する基本的事項の再教育

a 目標

二輪車を安全に運転するための基本的事項を再確認させ、技能及び知識の定着を図る。

b 内容

(a) 服装の点検

運転に適した服装、プロテクター及び乗車用ヘルメットについて説明し、実際に受講者に着用させるなどして、服装を点検することの必要性及び着用方法を理解させる。

(b) 車種の選定

適切な車種を選択することの重要性及び免許取得後、小型の車種から乗り始め、運転の熟練度に応じて大型の車種に乗ることを指導する。

(c) 運転姿勢

視線、肩及びひじのゆとり、グリップの握り方、両ひざの締め付け、足の位置等を指導する。

(d) カーブにおける運転方法

カーブの手前で十分に速度を落とすこと、カーブでは右側部分にはみ出さないように注意すること、ハンドルを切るのではなく車体を傾けることによって自然に曲がるようにすること等のカーブにおける運転方法を指導する。

(e) ブレーキの掛け方

ブレーキを掛ける場合は車体を垂直に保ち、ハンドルを切らな

い状態で、エンジンブレーキを効かせながら前後輪のブレーキを同時に掛けること及び乗車姿勢を正しく保つことを指導する。

(f) バランス走行

二輪車は、低速走行する場合に体重移動、ハンドル、アクセル、ブレーキ、クラッチ等の操作によって不安定になることを理解させ、直線狭路及び波状路の走行、連続して進路を転換する走行等をさせるなどして、車体のバランスを保持して走行する技能を向上させる。

(g) 二人乗りでの運転

二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面があることを理解させる。また、同乗者に対して正しい同乗の方法を説明することの重要性を理解させるとともに、同乗者に配慮した運転方法を指導する。

(h) 二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定

一般原動機付自転車の右折方法、二人乗りの禁止に関する事等々の二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定について習得の程度を確認し、必要に応じて指導する。

(イ) 危険の予測と回避

a 目標

二輪車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車の利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、四輪車の運転者等の特性について理解させ、交通事故を防止するために必要な事項を習得させる。

b 内容

(a) 具体的な場合を設定して行う危険の予測と回避

二輪車は、その動きが他の自動車等から見えにくいことがあり、周囲の交通の状況について一層の注意が必要となることを踏まえ、第2章第5節2(2)ア(イ)の内容を、二輪車の運転に即して指導する。特に、交差点（環状交差点を除く。）の通行については以下のような交通事故、環状交差点の通行については四輪車の巻き込み事故のような交通事故がそれぞれ発生する状況を設定したり、運転シミュレーターを用いたりして、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。

- ① 右折時の直進車との事故
- ② 直進時の右折車との事故
- ③ 四輪車の左折巻き込み事故

(b) 四輪車についての理解

二輪車については、その動きが他の自動車等の運転者から見えにくいことがあることから、四輪車の運転者からの二輪車の見え方等を理解させる。

(3) 免許取得後の交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

ア 適切な教育の内容及び方法の設定

受講者の年齢、免許種別、運転経歴、自動車等の利用の態様、居住する地域の実情等が様々であることから、効果的かつ適切に交通安全教育を行うためには、アンケート等を行うなどしてこれらの事項を把握し、最適と思われる教育の内容及び方法を設定することが必要である。

イ 適切な場所及び人数の設定

自動車等を用いて実技訓練を行う場合には、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する自動車等を運転して安全を確認したり、使用する自動車等の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練等に用いる自動車、運転シミュレーター等の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

ウ 運転適性指導及び運転技能指導を実施するに当たって配慮すべき事項

運転適性指導及び運転技能指導は、受講者の運転適性及び運転技能を把握して、教育をより効果的に実施するために行うものであって、運転者としての優劣を判断するためのものでないことに留意し、指導に当たっては、あくまで受講者に安全運転上の問題点を自覚させることに重点を置く必要がある。

3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育

業務用自動車（業務に関して用いられている自動車をいい、自動車運転代行業（注）を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車（(2)において「代行運転自動車」という。）を含む。以下同じ。）の運転者（以下「業務用自動車運転者」という。）に対しては、第2章第5節2の内容として実施するもののほか、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) 業務用自動車運転者に対する交通安全教育の目的

業務用自動車運転者は、大型自動車を運転したり、人員又は貨物を運送したり、様々な地理的・気象的状况下で運転したりするなど、他の運転者よりも運転に関して高度な運転能力が要求される。そのため、業務用自動車運転者に対する教育は、業務用自動車の安全な通行に必要な高度な運転の技能及び知識を習得させ、他の運転者の模範となるべき運転者を育成することを目的とする。

(2) 業務用自動車運転者に対する交通安全教育の内容

アの事項について教育を実施するほか、貨物の運送の用に供されている自動車（以下「貨物自動車」という。）の運転者についてはイの事項、人員の運送の用に供されている自動車（代行運転自動車を含む。以下「乗用自動車」という。）の運転者についてはウの事項をそれぞれ実施する。

ア 業務用自動車運転者についての一般的な事項

(ア) 目標

業務用自動車を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得させる。

(イ) 内容

a 業務用自動車を運転する場合に留意すべき事項

業務用自動車の運転においては、多忙、長時間の運転等による集中力の欠如、時間的な制約による焦燥等が生じやすいこと等の業務用自動車を運転する場合に留意すべき事項を理解させる。

b 運転計画及び運行に関する計画の作成及び活用

長時間の運転、夜間の運転等により過労、居眠り等を起こしやすくなることを理解させ、運転計画を作成し、活用することの重要性を理解させる。また、運転計画の作成及び活用に関して参考となる交通情報の利用の仕方、異常気象時の対応の仕方等を指導する。

なお、受講者が勤務する事業所に安全運転管理者、副安全運転管理者等の自動車の運行を直接管理する地位にある者（以下「安全運転管理者等」という。）が置かれている場合は、安全運転管理者等が作成する運行に関する計画に従った運行を行うことの重要性を理解させる。

c 安全運転管理者等の役割の理解等

安全運転管理者等の役割について理解させる。また、安全運転管理者等が適切な運行に関する計画を作成したり、運転者に対して必要な指示を与えたりすることができるよう、運転者が自らの健康状態、運転する自動車の点検の実施状況等について報告したり、運転日誌に運転の状況を記録したりすることが必要であることを理解させる。

イ 貨物自動車の運転者に対する交通安全教育

(ア) 目標

貨物自動車を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得させる。

(イ) 内容

a 貨物自動車を運転する場合に留意すべき事項

貨物運送の社会経済活動における重要性、業務用自動車運転者の

運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ、他の運転者の模範となるべきこと等の貨物自動車を運転する場合に留意すべき事項を理解させる。

b 死角、内輪差等の確認等

車高、視野、死角、内輪差等を確認させるとともに、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の実例を説明すること等により、これらを把握することの必要性を理解させる。

c 正しい積み方

積載物の重量が異なる自動車を運転させ、比較させるなどして、積載物の重量の差異による運転への影響を理解させる。また、正しい積み方をした自動車と片寄りのある積み方をした自動車を運転させ、比較させるなどして、積み方の差異による運転特性の変化を理解させるとともに、片寄りのある積み方をした場合、ブレーキを掛けたときに、安定した姿勢で停止できないおそれがあること及び遠心力により自動車の傾き等が大きくなるおそれがあることを、交通事故の実例を挙げるなどして理解させ、正しい積み方を指導する。

d 過積載の危険性

過積載が制動距離、自動車の安定等に与える影響を説明したり、過積載に起因する交通事故の実例を説明したりするなどして、過積載の危険性を理解させる。

e 下り坂での留意事項

長い下り坂でフットブレーキを頻繁に使い過ぎた場合に、急にブレーキが効かなくなることがあることを説明し、長い下り坂を荷物を積載して運転する場合にエンジンプレーキを使用するなど留意すべき事項を指導する。

f 危険の予測と回避

自動車を運転させたり、話をさせたりするなどして、積載物がカーブでの走行に与える影響、強風が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約、ジャックナイフ現象（ブレーキを掛けたときにトラクタとトレーラが連結部分で折れ曲がり、安定を失う現象をいう。）等により貨物自動車の運転に関して生ずる様々な危険を予測し、これを回避する意識及び能力を習得させる。

ウ 乗用自動車の運転者に対する交通安全教育

(ア) 目標

乗用自動車を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得させる。

(イ) 内容

a 乗用自動車を運転する場合に留意すべき事項

人員運送の社会経済活動における重要性、業務用自動車運転者の運転が他の自動車等の運転者の運転に与える影響の大きさ、他の運転者の模範となるべきこと等の乗用自動車を運転する場合に留意すべき事項を理解させる。

b 死角、内輪差等の確認等

車高、視野、死角、内輪差等を確認することや、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の実例を説明すること等により、これらを把握することの必要性を理解させる。

c 乗車人員の安全の確保

急ブレーキ、急発進及び急なハンドル操作を避けることの必要性並びにシートベルトを着用させること、走行中に立ち上がらせないこと等の乗車人員に対する指導事項を理解させる。

d 安全な乗降場所の選択及びドア開閉時の周囲への配慮

自動車を運転させるなどして、安全な乗降場所の選択及びドア開閉時の周囲への配慮について指導する。

e 地理への精通等

地理への精通等の必要性を理解させる。

f 危険の予測と回避

自動車を運転させたり、話をさせたりなどして、乗用自動車の運転に関して生じる乗車人員の不注意による車内での事故、乗車人員の乗降時の事故、急発進、急停車等による車内での事故、ドア開閉による事故、方向変換に起因する事故並びに後方及び左側方の視界の制約に起因する事故、乗車人員の指示による急な進路変更又は停車による事故、人員を乗車させようとする際の急な進路変更又は停車による事故等の様々な危険を予測し、これを回避する意識及び能力を習得させる。

(3) 業務用自動車運転者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

ア 運転の態様に応じた教育の実施

業務用自動車の運転者については、業務の態様に応じて、大型自動車、緊急自動車等を運転したり、人員又は貨物を輸送したり、長時間の運転を行ったりすることから、これらの態様に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

イ 運転者の特性に応じた教育の実施

業務用自動車の運転者に対しては、年齢、運転経歴等の運転者の特性を的確に把握した上で、これらの特性に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

ウ 安全運転管理者等によるきめ細かな教育の実施

安全運転管理者等が運転者に対し交通安全教育を実施する場合は、ドライブレコーダの記録映像等により、運転者に自身の運転行動を客観的に振り返らせるなどして運転者の日常の運転について十分に把握し、運転適性指導又は運転技能指導を受けさせるなどして、きめ細かな交通安全教育を実施することが望ましい。

4 歩行者並びに自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者に対する交通安全教育

歩行者並びに自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者（以下「自転車の利用者等」という。）に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育の目的

歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育は、交通安全意識の高揚を図るため、道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、周囲の幼児、児童、高齢者等に対して適切に交通安全教育ができるようにすることを目的とする。また、免許を受けた者に対しては、歩行者及び自転車の利用者等の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者及び自転車の利用者等の特性を踏まえて安全に運転ができるようにすることを目的とする。

(2) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育の内容

歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者及び自転車の利用者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア 歩行者の心得

(ア) 横断中の事故等の歩行者が当事者である事故の発生原因等

(イ) 反射材の効果

(ウ) 道路の横断等における幼児、児童、高齢者、目の見えない人及び身体の不自由な人の保護

イ 自転車の利用者等の心得

(ア) 出会い頭事故、左折巻き込み事故等の自転車の利用者が当事者である事故の発生原因等

(イ) 反射材の効果

- (ウ) 歩道、路側帯等を通行する場合の歩行者に対する配慮
- (エ) 正しい駐車方法
- (オ) 交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入の必要性
- (カ) 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果及び乗車用ヘルメットの着用に関する努力義務
- ウ 自動車等に関して知っておくべき事項
 - (ア) 自動車等の特性及び合図
 - (イ) 交通事故が発生した場合のシートベルトの被害軽減効果
- (3) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

受講者の年齢、免許の取得状況、運転経歴、自動車及び原動機付自転車の利用の態様、通行の態様等が様々であることから、効果的かつ適切に交通安全教育を行うためには、アンケート等を行ってこれらの事項を把握し、最適と思われる教育の内容及び方法を設定することが必要である。

第6節 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

1 高齢者に対する交通安全教育の目的

高齢者は、加齢に伴い身体の機能が変化し、歩行者としても、また、運転者としても、道路を通行する際に十全の行動をとることができない場合がある。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の高齢者も多い。

そこで、高齢者に対する交通安全教育においては、加齢に伴う身体の機能の変化が道路における行動に及ぼす影響を理解させるとともに、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者の心得、自転車の利用者の心得等について理解を深めさせることにより、安全に道路を通行することができるようにすることを目的とする。

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響及び交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を理解させるとともに、交通安全活動への参加を促すことにより交通安全意識の高揚を図る。

イ 内容

(ア) 高齢者の交通事故の特徴

高齢者が当事者である交通事故の特徴を中心に最近の交通事故の発生状況及び高齢者が事故に遭った場合には、死亡等の重大な結果に至る危険性が高いことを説明し、正しい道路の通行方法を実践することの重要性を理解させる。

(イ) 加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響

加齢に伴い、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなること、危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となること、危険の発見及び回避が遅れがちになること、歩行並びに自転車、特定小型原動機付自転車及び二輪車での走行が不安定になること等の身体の機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、健康診断を受けるなどして、身体の機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合には無理をせず、また、安全確認を十分に行うよう指導する。

(ウ) 高齢者の安全を確保するために設けられている交通安全施設の現状

弱者感応信号機（歩行者の携帯する無線発信器等を感知して歩行者用信号の青の時間を延長する信号機をいう。）、歩行者感応信号機（歩行者をセンサーにより感知し歩行者用信号の青の時間を調整する信号機をいう。）、音響信号機（信号の変化を音で認識できる信号機をいう。）等の高齢者の安全を確保するために設けられている交通安全施設の現状並びにその機能及び利用方法を理解させる。

(エ) 交通安全活動への参加

道路交通の安全を確保するために行われている活動の実例を紹介し、これらの活動において高齢者の果たし得る役割を考えさせるとともに、このような活動への積極的な参加を促す。

(2) 歩行者の心得

ア 目標

加齢に伴う身体の機能の変化を踏まえ、体力等に応じて無理をしないで道路を通行すること等の歩行者として安全に道路を通行するために必要な事項を理解させる。

イ 内容

(ア) 加齢に伴う身体の機能の変化が歩行に及ぼす影響

加齢に伴い、一般的に歩行が遅くなったり、道路の横断に時間がかかるようになったりすること及び車両の直前又は直後を横断するなどの歩行者の法令違反に起因する死亡事故が多く発生していることについて、交通事故の実例等を用いて具体的に説明して理解させる。また、これらの事項を踏まえ、信号機のある所で広い道路を横断しようとする場合は、信号が青であっても、次の青信号を待って横断すること、信号機のない所で横断しようとする場合は、歩行速度を考慮し、道路

を通行する車両等との距離を十分にとること等を指導するとともに、斜め横断を行わないように指導する。さらに、特に横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

(イ) 電動車椅子等を用いる場合に注意すべき事項

電動車椅子等（道路交通法第2条第1項第11号の4に規定する身体障害者用の車であって原動機を用いるものをいう。以下同じ。）を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車椅子等を通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車椅子等は、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所で操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

(ウ) 安全に道路を通行するために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を、教則第2章の内容に沿って指導する。

特に、夜間において高齢者が当事者である事故が多く発生していることから、夜間においては、自動車及び原動機付自転車の運転者から暗い色の服装をした歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、外出する場合は、目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたるように指導する。

(3) 自動車に乗車する場合の心得

ア 目標

自動車に乗車する場合に注意すべき事項を理解させ、安全に自動車に乗車することができるようにする。

イ 内容

自動車から降りた後に道路を横断する場合は、自動車の直前又は直後を横切ってはならないことを理解させる。また、自動車に乗り降りする場合は、周囲の安全を確認してからドアを開け、左側から乗り降りするように指導するとともに、シートベルトを備えている自動車に乗車する場合は、これを正しく着用するように指導する。

(4) 自転車の利用者の心得

ア 目標

加齢に伴う身体の機能の変化が自転車の乗り方に及ぼす影響を理解させるとともに、自転車を安全に利用するためには交通ルールを遵守し、

交通マナーを実践しなければならないことを理解させ、正しい乗り方を習得させることにより、安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(ア) 加齢に伴う身体の機能の変化が自転車の走行に及ぼす影響

加齢に伴い、自転車での走行が不安定になったり、交差点を通行する場合に安全確認が不十分になったりすることについて、交通事故の実例等を用いて具体的に説明して理解させる。

(イ) 乗ってはならない場合

酒を飲んだ場合又は疲れが激しい場合に自転車に乗ること等の危険性を説明し、これらの行為が禁止されていることを理解させる。

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩道は歩行者優先であること、また、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(5) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、歩行者等として自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

自動車及び原動機付自転車の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の自動車及び原動機付自転車の特性並びに自動車及び原動機付自転車の右左折、後退時等の合図を理解させるとともに、自動車及び原動機付自転車と歩行者等の間で発生した交通事故の実例を挙げて、安全に道路を通行するためにこれらの特性及び合図を理解することの必要性について考えさせ、これらの特性及び合図を踏まえて安全に道路を通行することができるように指導する。

(6) 自動車及び原動機付自転車の運転者の心得

ア 目標

高齢の運転者が、加齢に伴う身体の機能の変化を客観的に把握し、こ

れに応じて自動車を安全に運転するために必要な技能及び知識を習得させる。

イ 内容

高齢の運転者に対する交通安全教育は、第2章第5節2及び4（特定小型原動機付自転車の運転者に係る部分に限る。）の内容に沿って実施する。

この場合、受講者が高齢者であることを踏まえて、運転適性指導及び運転技能指導を中心に実施することとし、加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転することができるように指導するとともに、高齢の運転者に対する運転免許制度の特例、高齢運転者標識、高齢運転者等専用場所等における駐車の方法等を理解させる。

(7) 交通事故の場合の措置

ア 目標

交通事故に遭った場合に、適切に対処することができるようにするとともに、交通事故の当事者としての責任についても理解させる。

イ 内容

交通事故に遭った場合には、必ず警察に知らせること、外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けるようにすること等の措置を指導する。特に、車両等の運転者又は乗務員として事故に遭った場合は、事故が更に発生することを防止するための措置をとらなければならないこと及び事故が発生した状況を警察に報告しなければならないことを理解させる。また、この場合、負傷者に対してガーゼ、清潔なハンカチ等で止血するなど、可能な応急救護処置を行わなければならないことを理解させ、処置の基本的な手順を習得させる。

3 高齢者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

高齢者に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、「高齢者交通安全教育指導指針」（平成2年2月13日高齢者交通安全対策推進会議決定）を参考にするなどして高齢者の特性を理解するとともに、交通の状況等の地域の実情を踏まえて、教育の内容及び方法を設定し、適切な教材を用いるなどして指導を行う必要がある。あわせて、受講者の居住する地域における交通事故等の身近な実例を挙げて、道路における安全の確保を高齢者が自らの問題としてとらえることができるように配慮することが望ましい。

(2) 適切な時間数並びに教育の内容及び方法の設定

高齢者にとって体力的な負担とならないように、指導事項を数点に絞り、短時間で効果的に教育を実施するようにする。また、高齢者は、それまでの通行の態様が様々であることから、アンケート等を行って免許の取得状

況、自動車及び原動機付自転車の利用の態様、交通安全教育の受講状況、交通ルール等に関する習得の程度等を把握し、これらを踏まえて、交通安全教育の内容及び方法を設定する。

(3) 高齢の運転者の運転適性及び運転技能の把握

高齢者の身体の機能の変化には個人差があるため、交通安全教育を実施する場合は、必要に応じて、運転適性指導及び運転技能指導を行う。

4 家族等に対する交通安全教育の実施

高齢者が加齢に伴う身体の機能の変化を自覚し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。

そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせるなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には以下の内容について指導する。

(1) 基本的な事項

加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす様々な影響を理解させ、家族等が普段から高齢者の交通安全意識を高めるような話題を提供したり、高齢者が外出する場合に安全に道路を通行することができるように助言したりすることが重要であることを理解させる。

(2) 高齢者が歩行者として安全に道路を通行するために必要な事項

高齢者の加齢に伴う身体の機能の変化に気付いたときは、道路を通行する場合に、無理をしないように高齢者に助言するように指導する。夜間及び雨、雪、霧等の悪天候時に高齢者が外出する場合は、目立ちやすい服装をさせたり、反射材を身に付けさせたりするように指導する。

(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項

自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用させるように指導する。

(4) 高齢者が安全に自動車に乗車するために必要な事項

高齢者をシートベルトを備えている自動車に乗車させる場合は、シートベルトを着用することの重要性を説明し、シートベルトの正しい着用方法を理解させるように指導する。

(5) 高齢の運転者の安全を確保するために必要な事項

高齢の運転者に対して、積極的に運転適性指導及び運転技能指導を受け

るように助言するなど、家族等が高齢の運転者に対して身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握することの重要性を理解させるように指導する。また、70歳以上の運転者に対しては、高齢運転者標識を表示して運転することの重要性を理解させるように指導する。

(6) 高齢者が交通事故に遭った場合に関する措置

高齢者が交通事故に遭った場合は、一般的に死亡等の重大な結果に至る危険性が高いことを説明し、外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けさせるように指導する。

注 自動車運転代行業……他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 主として、夜間に、飲食店等で飲酒をして酒気を帯びている客に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること。
- (2) 酒気を帯びている客等を乗車させるものであること。
- (3) 通常の営業形態として、客に代わって運転する自動車に、業務用の自動車が随伴するものであること。

附 則〔平成11年10月15日国家公安委員会告示第17号〕

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二章第五節2(2)ア(ア) b(b)の改正規定(「① 運転姿勢」を「① 運転姿勢等」に改め、「可能とすること」の次に「。また、周囲の交通の状況等に対する注意が不十分になるため、走行中に携帯電話等を使用したり、カーナビゲーション装置等に表示された画像を注視したりしないこと」を加える部分に限る。)は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則〔平成14年4月26日国家公安委員会告示第15号〕抄

この告示は、平成十四年六月一日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔平成16年12月8日国家公安委員会告示第35号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成20年5月1日国家公安委員会告示第7号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

附 則〔平成21年4月24日国家公安委員会告示第11号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成21年12月18日国家公安委員会告示第29号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。

附 則〔平成25年11月13日国家公安委員会告示第41号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

附 則〔平成26年5月26日国家公安委員会告示第21号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔平成28年10月28日国家公安委員会告示第54号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。

附 則〔令和2年3月27日国家公安委員会告示第15号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則〔令和3年4月16日国家公安委員会告示第17号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年3月25日国家公安委員会告示第18号〕

この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第六十八号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則〔令和4年12月23日国家公安委員会告示第53号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則〔令和5年3月17日国家公安委員会告示第15号〕

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。